

資本関係・人的関係にある企業の取扱いについて（案）

令和3年11月 福島県入札監理課

1 経緯

(1) 平成17年1月 資本関係又は人的関係にある企業同士（以下「親子会社等」という。）の取扱いについて整理された。（適用月日：平成17年1月18日）

親子会社等の取扱い	
1) 指名選考	<ul style="list-style-type: none"> 親子会社等を同一の入札に指名することは行わないものとする。 親子会社等であることが疑われる場合は個別に調査し、同一入札に親子会社等が参加しないよう努めるものとする。 入札後に親子会社等であることが判明した場合でも、入札は有効とする。
2) 一般競争入札、条件付一般競争入札、公募型指名競争入札	<ul style="list-style-type: none"> 親子会社等は同一の入札に参加できない旨を公告に記載し、これに反し親子会社等が入札を行った場合は、当該入札を無効として取り扱う。 ただし、入札が執行されるまで親子会社等のうち1者を除く全てが辞退した場合には、残る1者の入札は有効として取り扱う。
親子会社等の基準	
1) 資本関係	<ul style="list-style-type: none"> 会社法による親会社と子会社の関係にある場合(出資比率が50%を超える場合) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
2) 人的関係	<ul style="list-style-type: none"> 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(2) 平成19年度 「総合評価試行要領」において、親子会社等の取扱い規定なし。

(3) 平成20年度 「建設工事指名競争入札試行要領」において、親子会社等の取扱い規定なし。

2 国土交通省、東北6県の取扱い状況

- (1) 親子会社等の取扱い規定導入：国土交通省、岩手県
 (2) 人的関係の取扱い規定導入：青森県（代表者が同一人である者を重ねて指名しない規定）
 (3) 親子会社等の取扱い規定未導入：秋田県、宮城県、山形県、福島県

3 対応方針（案）

- 指名競争入札（地域の守り手育成型方式及び業務委託）の指名選考において、親子会社等を同一入札に指名しないことを原則とする。なお、親子会社等であることが疑われる場合には個別に調査を行い、同一入札に親子会社等が参加しないように努めるものとする。また、入札後に親子会社等が同一入札に参加したことが判明した場合、入札は有効とする。（平成17年1月の規定のとおり。）
- 一般競争入札及び条件付一般競争入札において、親子会社等の入札参加の制限は設けないものとする。

4 適用年月日

- 令和3年11月上旬から適用予定